

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全かつ透明性が高く、経営環境の変化に即応し、迅速かつ適切な意思決定ができる組織体制の確立を極めて重要な経営課題の一つと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-2

当社では、株主総会を例年いわゆる集中日より早く開催しております。そのため招集通知に記載する情報の正確性を担保するため、法令の定め に則って発送しております。今後、議案に対して十分な検討期間を確保していただけるよう招集通知の早期発送、TDnetや自社ホームページへの 早期掲載を検討していく方針です。

補充原則1-2-4

当社の株主構成において、海外投資家比率は1%以下です。そのため現在は議決権電子行使プラットフォームの導入、招集通知の英訳をおこ になっておりません。今後も株主構成等を勘案し検討してまいります。

補充原則3-2-1

1. 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

当社は、外部会計監査人との契約内容や監査実施状況、監査報告等を通じて、職務実施状況の確認を行っておりますが、適切に選定する明確 な基準を定めておりません。今後、監査役会で協議し、決定する方針です。

2. 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

当社は、外部会計監査人との契約内容や監査実施状況、監査報告等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお現在の 当社外部会計監査人である普賢監査法人は、十分な独立性・専門性を有しているものと認識しております。

原則4-2

当社の取締役任期は1年としております。変化の激しい経営環境下において取締役報酬を業績に連動させること、また株価の影響を受ける等、 各種の利害得失が発生するストックオプションよりも、一定の安定的な現金報酬がある方が、取締役としての職務に専念できるものと考えており ます。今後、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させた報酬体系を議論し、検討してまいります。

補充原則4-2-1

今後、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させた報酬体系を議論し、検討してまいります。

補充原則4-8-1

補充原則4-8-2

当社は、現在社外取締役を1名選任しております。今後社外取締役を増員した時点で検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4

当社は政策保有株式を保有しておらず、今後も保有しない方針としております。そのため政策保有株式に係る議決権行使について基準を設けて おりません。

原則1-7

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め、審議した上で承認を得ることと しております。これらの関連当事者間取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法の関連する法令や証券取引所の定める規則に従って 開示いたします。また取締役については、定期的に関連当事者取引に関する調査を実施し、監視しております。

原則3-1

当社は、原則3-1について下記のように情報発信をおこなっております。

1. 経営理念等や経営戦略、中長期計画

当社は、企業理念を当社ホームページ及びコーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しております。また、中長期経営計画も当 社ホームページにて開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、健全かつ透明性が高く、経営環境の変化に即応し、迅速かつ適切な意思決定ができる組織体制の確立を極めて重要な経営課題の一つ と考えております。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議に基づく報酬総額の範囲内で、各取締役の職位、業績への貢献度などを勘案し、取締役会決議で決 定しております。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場のため、一定の報酬としております。なお、執行役員について も職位、業績への貢献度などを勘案し、取締役会で決議しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格及び見識等を十分考慮の上、その職務 と責任を全う出来る適任者を指名する方針としております。取締役候補者の指名は代表取締役と人事担当役員において候補者を選定し、取締役

会の決議をもって決定しております。
監査役の指名は、代表取締役と人事担当役員が候補者を選定し、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定しております。
また、当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は会社の方針に基づき、社長の指揮監督のもと業務執行を担う役割と位置付けし、取締役に準じて選任し取締役会で決議しております。

5.取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の取締役会は上記(4)のとおりに経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の選定をおこなっております。個々の選任・指名についての説明につきましては、今後株主総会参考書類での開示を検討しております。

補充原則4-1-1
当社は経営の意思決定としての取締役会において、法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しております。また経営陣に委ねる範囲については、取締役会規則、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、取締役会の決議事項、代表取締役社長、各取締役、各部門の職務権限を明確化しております。

原則4-8
当社は、社外取締役1名と社外監査役3名を選任しており、全社外役員を独立役員としております。独立社外取締役は1名ですが、現段階においては当社の独立社外取締役に求められる役割、責務を果たしております。
今後も当社の経営環境などを勘案し、更なる会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、社外取締役の選定を行って参ります。

原則4-9
当社は独立社外取締役の選任にあたっては、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、会社法の要件、東京証券取引所の定める独立性基準に合致していることを前提としております。

補充原則4-10-1
当社は、取締役の選任、報酬の決定にあたり、独立社外取締役の関与や助言は得ておりませんが、各取締役、経営陣、監査役との連携体制は総務グループを窓口として構築されております。今後、独立社外取締役が増員された際には、諮問委員会など任意の機関設置をおこなうことを検討してまいります。

補充原則4-11-1
当社は、執行役員制度を導入しております。取締役会は監査役の監督・監査を受けて経営方針などを審議・決定する機関、執行役員は会社の方針に基づき、社長の指揮監督のもと業務執行を担う役割と位置付けし、これに見合った人物を選定しております。選定に当たっては、代表取締役が人事担当役員と共に、会社の業績等の評価を踏まえ選定し、取締役会で決議しております。

補充原則4-11-2
当社は社外役員を除く取締役、監査役が、他の団体等の委員や役職を兼職する場合には、詳細を記載して報告する体制を構築し、社内規程を定めております。あわせて、関連当事者取引の有無の確認をおこない、兼任状況は株主総会招集通知に記載しております。

補充原則4-11-3
当社の取締役会運営状況は以下の通りです。
・取締役会資料は事前配布し、円滑な運営および活発な議論ができるようにしております。
・取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規定に基づいた議案選定、月1回定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、充分審議したうえで経営上の意思決定を行っております。
・「経営戦略会議」「事業推進会議」を各々月1回開催しており、迅速且つ現場に根付いた経営判断ができるようにしております。
これらに伴う審議と監査役会からの報告も踏まえ、必要に応じて各取締役の自己評価なども参考にしつつ実効的に運営されているか評価しております。

補充原則4-14-2
当社の取締役、監査役に対するトレーニングは、各々その職務に対して必要な知識を習得するために、適時外部の研修、セミナー等を受講する方針としております。

原則5-1
当社は、社長直轄の「経営企画推進室」がIRの主担部署となっており、株主からの対話(面談)の申込みと対応は「管理部総務グループ」と連携して行っております。また、法定および任意の開示資料:株主総会招集通知、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示資料、決算短信、年次報告書をホームページに掲載しており、本決算および第2四半期決算発表時の年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ティーズ	1,627,000	31.90
田谷哲哉	152,500	2.99
株式会社赤城自動車教習所	136,600	2.67
株式会社田谷	102,936	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	77,300	1.51
TAYA社員持株会	69,970	1.37
佐藤桂子	69,200	1.35
田谷和正	57,520	1.12
浜野統一	57,160	1.12
田谷 仁	50,000	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、2015年3月31日時点の状況であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三亀孝雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三亀孝雄	○	——	銀行勤務での豊富な知識、経験を有しており、独立性基準及び開示加重要件への該当項目もなく、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査体制、監査計画、監査実施状況等について、必要に応じて適宜会合を開き、意見の交換をしております。

経営企画推進室内部監査課に所属する常時4名の内部監査人が、当社の諸業務が社内規程等に準拠し合法的かつ効率的に行われているかについて内部監査を実施し、改善すべき点を指摘・勧告、更には改善策を助言し業務の質や効率の向上を図っております。内部監査の実施に際しては、年間実施計画書に基づき、所定の内部監査手続を実施し、その結果報告及び改善事項の提案等は社長に直接報告されるとともに、監査役及び会計監査人にも報告され相互に緊密な連携が保たれております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野田宗典	弁護士													
田島克夫	公認会計士													
高橋順子	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田宗典	○	——	直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っており、また、独立性基準及び開示加重要件への該当項目もないことから、独立性を有しており一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し選任しております。
田島克夫	○	——	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての経験と専門知識を有しており、公認会計士としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っており、また、独立性基準及び開示加重要件への該当項目もないことから、独立性を有しており一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し選任しております。
高橋順子	○	——	直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての経験と専門知識を有しており、税理士としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っており、また、独立性基準及び開示加重要件への該当項目もないことから、独立性を有しており一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

取締役会その他主要会議に出席いただき、幅広くご意見を頂いております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の任期は1年でございます。変化の激しい経営環境下において取締役報酬を業績に連動させること、また株価の影響を受ける等各種の利害得失が発生するストックオプションよりも、一定の安定的な現金報酬がある方が、取締役としての職務に専念できるものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における役員報酬
取締役 11名 157百万円(うち社外 4名 100百万円)
監査役 5名 22百万円(うち社外 3名 7百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、株主総会の決議によって定める旨定款に定めております。
取締役の報酬限度額は、平成5年11月21日開催の第19期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成8年6月26日開催の第22期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する専従の担当セクションや担当者は設けておりませんが、社外取締役がその職務の執行に必要な場合は、「総務グループ」、社外監査役がその職務の執行に必要な場合は「内部監査課」が職務遂行の補助を委嘱しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度のもと、常勤監査役2名と社外の非常勤監査役3名で監査役会を構成しております。取締役会は全11名の取締役で構成され、うち1名は社外取締役であります。月1回定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、充分審議したうえで経営上の意思決定を行っております。また、「経営戦略会議」「事業推進会議」を各々月1回開催しており、迅速且つ現場に根付いた経営判断ができるようにしております。なお、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため執行役員制度を導入しております。本制度では、取締役会の「経営の意思決定」「執行監督機能」と執行役員の「業務執行機能」を明確に分離し、取締役会は監査役の監督・監査を受けて経営方針などを審議・決定する機関、執行役員は会社の方針に基づき、社長の指揮監督のもと業務執行を担う役割と位置付けております。また、コンプライアンス全体を統括する組織として「CR(コンプライアンス・リスク)管理委員会」を設け、コンプライアンス体制の推進を図るとともに、個人情報保護に関しては「CP(コンプライアンス・プログラム)運営委員会」を設け、適正な情報管理を常に心がけております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社の形態を採用しております。監査役5名のうち3名は社外監査役であります。監査役は取締役会その他の主要会議に出席するほか、当社の業務や財産状況の調査及び監査を実施し、取締役会の職務執行を監督しております。以上のことから、経営の監視の面では十分に機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年集中日より早く開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表時の年2回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定および任意の開示資料:株主総会招集通知、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示資料、決算短信、年次報告書を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任部署ではなく、社長直轄の「経営企画推進室」がIRの主担部署となっており、投資家様との対応は「管理部総務グループ」と連携して行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	企業理念を『すべての人に夢と希望を与え、社会に貢献する』その意味で4つの「S」(ES 社員満足 CS お客様満足 IS 株主満足 SS 社会貢献)を満足できるレベルで実現し、信頼される企業となることを経営の基本方針とし、業務遂行の柱として、すべての役員および社員に周知させております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 企業活動の基本方針

当社は、次の企業理念を掲げ、経営の基本方針としております。

【企業理念】

『すべての人に夢と希望を与え、社会に貢献する』

その意味で4つの「S」を満足できるレベルで実現し、信頼される企業となる

ES 社員満足

CS お客様満足

IS 株主満足

SS 社会貢献

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「CR(コンプライアンス・リスク)管理委員会」を設け、『企業理念』の下、日ごろの職務執行の指針となる『行動規範』を明確に策定し、すべての役員および従業員が、これをよく理解し、健全な企業風土の構築に努めております。「CR管理委員会」は、コンプライアンス体制の推進のため、役員および従業員に教育、研修を行い、また、モニタリングにより、実施状況を把握し以後の対応方針を決定しております。コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、人事部が窓口となって、通報者の保護を徹底した内部通報制度(アソシエートホットライン)を運用しております。

当社は、社長直轄の「経営企画推進室」に「内部監査課」を設置し、業務活動全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性及び業務実施の有効性、法令・社内規程の遵守状況等について定期的に内部監査を実施し、業務の改善に向け、具体的な助言、勧告を行い、監査結果を社長に報告しております。また、役員および従業員は、内部監査課が内部監査を行う際、不当な制約をしてはならないことになっております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文章管理規程」等の社内規程に基づき保存及び管理しております。

また、お客様や役員および従業員等の個人情報保護に関しては、基本方針(プライバシーポリシー)を策定し、社内外に明らかにするとともに、「CP(コンプライアンス・プログラム)運営委員会」を設け、適正な情報管理を常に心がけております。

4. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織を「CR管理委員会」として、危機管理に関する規程を整備し、その運用を図っております。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮のもと対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えてまいります。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、月1回の定例取締役会のほか、適宜必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めております。

取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、任期を1年としております。また、「経営の意思決定」「執行監督機能」と「業務執行機能」を分離し、それぞれの機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務の執行に必要な場合は、「内部監査課」課員に監査役の職務遂行の補助を委嘱しております。

7. 前項使用人の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項

「内部監査課」に配置する従業員への指揮命令は監査役がおこなうものとし、人事異動・考課は、事前に監査役の承認を得ております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制とその他の監査役への報告に関する体制および監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実・不正もしくは法令・定款違反等について、直ちに監査役に報告します。従業員は、内部通報制度により、不正・違反行為を人事部長宛てに通報します。内部通報を受けた人事部長は、社長(CR管理委員会)へ報告すると同時に監査役へ報告することとしております。なお、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、通報者の保護を徹底しております。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還などの請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに対応しております。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、CR管理委員会、CP運営委員会、経営戦略会議、事業推進会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、いつでも取締役または従業員に説明・報告を求めることができます。

また、監査役は、会計監査人から会計監査内容、内部監査課から内部監査内容について説明を受けるとともにそれぞれとの情報交換を行い緊密な連携を図っております。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告の適正性を確保し、適切な開示を行うため、内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備しております。

12. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、さらに不当要求等の介入を断固拒否し、警察等関係機関及び顧問弁護士とも連携し、毅然と対応してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「12. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制」に記載のとおり、当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、さらに不当要求等の介入を断固拒否し、警察等関係機関及び顧問弁護士とも連携し、毅然と対応してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

